

三月前期のプロイセンにおける「農民解放」 による農村社会制度の変化とその政治的作用

——三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と
社会政策および中間層政策の展開 (ハ)——

川 本 和 良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」——第26巻第5号、第6号

II 三月前期における政策の展開

〔I〕 国家的社会政策の開始=1839年の児童保護規定——第28巻第2号、第29巻第2号、第4号

〔II〕 中間層政策の開始=1845年の営業令

I 考察の対象と意義

(1) 対象とする時期について

(2) 対象とする地域について

(3) 中間層政策を考察する意義について

1) 1845年の営業令以降におけるプロイセンとドイツの中間層政策の概観とその特徴——第36巻第2号

2) プロイセンとドイツの階級社会の特徴

3) 1823年の州議会の設立と官僚制

4) 自由主義的経済政策の展開と州議会

5) 官僚の州議会への進出——第36巻第3号

6) 「農民解放」による農村社会制度の変化——以上本号

III 「三月革命」と政策の展開

6) 「農民解放」による農村社会制度の変化とその政治的作用

騎士領所有者と農業労働者および農民との間の政治的、社会的、経済的關係を一瞥するためには、「農民解放」による農村社会制度の変化とその政治的作用を考察する必要がある。「農民解放」は、プロイセンがナポレオンに敗れ、

西エルベ地域の領土を喪失し、王国が中部と東部諸州に縮小した時に実施され、ウィーン会議後、ライン州とヴェストファーレン州を獲得するが、ここでの「農民解放」は、東エルベ地域とは異った社会構造の基礎¹⁾上で、ナポレオン支配下において異った方法で実施された²⁾。したがって、東エルベ地域の考察が中心となる。「農民解放」の時点における農村人口はプロイセン人口の七分の五を占めていた³⁾。

1807年の「10月勅令」は、「土地所有者の信用」と「労働の価値」を高めるため、農村の経済と労働制度の変革を意図し、生得権(Geburtsrecht)による拘束と領地隷民性(Gutsuntertänigkeit)の廃止、農場取引(Güterverkehr)と職業選択の自由を宣言した⁴⁾。この結果、農場領主と隷^{グーツヘル}民^{ウンタータン}の間の権利、義務の相互関係が解体し、農場領主は隷民の保護義務から解放された⁵⁾。1811年の「調整勅令」と「土地開発を促進するための勅令(Edikt wegen Beförderung der Landkultur vom 14. 9. 1811)」は、すべての農民に義務の履行以前に土地の所有と処分権を賦与するという、改革官僚シャルンヴェーバー(Scharnweber)とラウマー(Raumer)の構想を、私法(Privatrecht)への国家の侵害である、と反対した司法大臣の主張が通り、土地割譲方式の償却を定め⁶⁾、1816年の「調整布告」は、調整資格を制限することにより、以前の手賦役小農民と劣悪な土地保有権者を自由な労働力へ転化⁷⁾した。1821年の「共有地分割令」は、土地を割譲して農場領主から土地所有権を得た畜耕役土地所有農民層(die Schicht der spannfähigen Eigentumsbauern)に、土地喪失部分のある程度、共有地分譲により補償したが、1816年以来、解放された農民は、領地と村落の分離^{グーツ}の過程^{ガマイング}で、屢々農場領主の強制により、ヨリ劣悪な土地へと移住させられた⁸⁾。この結果、「土地改革の明白な利得は農場領主の側にあり⁹⁾」、農民は共有地分割で利益を得、下層が犠牲になったのである¹⁰⁾〔「大衆貧窮」発生の一原因〕。

以上の結果、新しい労働制度が創出された。以前の、自然経済に基づく農場領主と賦役義務隷民の関係から、自由な労働契約と貨幣経済に基づく騎士領所有者とインスト家族(Instfamilie)および労働者層の関係へと移行したのである¹¹⁾。「ほぼ12,000の騎士領が、合併整理され、ほぼ150万モルゲンの賠償地と、以

前14%のみ農民に割当てられていた共有地の大部分を得た。この分割において、新労働制度を發展させる強制的挑発が終了した」。すなわち、「（開墾による—引用者）新しい土地と、賦役義務隷民により緩慢に放棄されていった（償却＝土地割譲による—引用者）古い土地が、同じようにますます自由な労働契約で雇われた労働者層を吸収し始めた。新労働者層は、一部は最早調整能力をもたない、手賦役義務のある、以前の隷民から構成され、一部は最初はなお——労働の対価として——若干の土地を与えられたインスト家族から構成された。二つのグループは混合していき、かれらの主人の、人格的自由となった隷民となった。1837年にインストの雇用関係（Dienstverhältnisse）は、——僕婢条令と類似的に——警察監視のもとに服した。実際にはその独自の支配に服し、行政報告は、注目すべきことには、この階級のことを殆んど念頭に置かなかったのである」¹²⁾。

こうして、新しい労働制度へ移行したのであるが、ここでは「農民解放」により土地の所有、非所有という経済的不平等に基づく階級関係が形成されると同時に、インストが「主人の、人格的自由となった隷民」として、法的不平等に基づく身分関係のもとに置かれたことが重要である。詳細は後述するが、「農民解放」は自由な生産物、農場、労働力市場を創出したが、騎士領所有者と農業労働者の関係においては、後者の人格的自由とは、「結婚と騎士領から退去（Abzug）する自由に限られ、騎士領所有者のもとで働く限り、かれの諸特権に服したのであった」¹³⁾。換言すれば、経済的自由化は、生産物、農場、労働力市場、すなわち流通過程において達成され、騎士領所有者と農業労働者の関係においては、騎士領所有者のもつ諸特権、すなわち法的不平等に基づく身分関係、を楨杆として、それを残存させつつ土地の所有、非所有という経済的不平等に基づく階級関係が形成されたのであった。

つぎに、まず騎士領所有者を、その諸特権を中心に考察し、ついで、そのもとにおかれた僕婢と農業労働者の考察に移り、最後に両者の関係がどのような政治的作用をもったのかを、官僚の相対的自立性との関連を念頭に置いて考察することにしよう。

- 1) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 527.
- 2) ライン州の「農民解放」については、前掲拙著、補論、を参照せよ。
- 3) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 95, 訳, 455 ページ。
ders., *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 487.
- 4) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 95, 訳, 455 ページ。
ders., *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 487. なお、「10月勅令」の邦訳としては、田山輝明『「営業の自由」*Gewerbefreiheit* の立法史的考察——『10月勅令』と改憲立法をめぐる——』, 高柳信一、藤田勇編『資本主義法の形成と展開Ⅰ』東京大学出版会, 1972年, 338～341ページ, 河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論——歴史法学とその時代——』創文社, 1978年, 503～507ページ, を参照せよ。
- 5) R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 99, 訳, 460 ページ。
ders., *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 489, 492.
- 6) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 490-491. なお、償却方式は、州法に基づくさまざまな保有権 (*Besitzrecht*) にしたがって、土地の半分ないし三分の一を以前の領主に引き渡すか、または土地に附着した賦役 (*Dienst*) を含めて全土地を、年間の償却されるべき価値の25倍額の年賦支払い、または一括支払いにより買い戻すかの方式が定められた。前者のばあいには、さらに、土地所有者となった後、年間賦役量を貨幣換算した額の25倍の年賦または一括支払いにより、賦役が廃棄された。償却の具体的遂行は州ごとに設置された総務委員会 (*Generalkommission*) によりなされたが、殆んどのばあい土地割譲方式が選ばれた (*Ebd.*, 491, 495-496. なお, *Vgl. ders.*, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 95, 訳, 455ページ)。
- 7) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 492.
- 8) *Ebd.*, 500, 505. なお, 1869年に独立農民村落 (*die selbständige Bauerngemeinden*) と領地の面積の比は49%対45%, 4,300万モルゲン〔うち畜耕役農民は3,400万モルゲン〕対4,000万モルゲンで、西の二州を入れると56%対38%であった (*R. Koselleck*, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 96, 訳, 455～456 ページ。*ders.*, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 502)。
- 9) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 498.
- 10) *Ebd.*, 505. なお, 下層の増大は、一般の福祉を促進するという改革目的に反する、予期せざる結果であった (*Ebd.*, 503)。すなわち、「所有形成 (*Eigentumsbildung*) により、下層に上向の機会を与え、かれらに少なくとも労働と賃金を得させるという希望に、最初改革国家は没頭したが、立法の結果は急速に異った方向へと導いていった、農村プロレタリアートへの」(*Ebd.*, 506. また, I〔II〕の2, を参照せよ)。

また、R. コゼレックは、「農民解放」と「営業の自由」の相違についてつぎのように指摘する。農業制度の自由化は州により異った扱いで実施され、騎士層に有利な結果を生み出した。「農民解放」は、州法的、身分的（landrechtlich-ständisch）な制約のうえで実施されたのである。これに対し、「営業の自由」は全国的に実施され、自由競争は地区的に拘束された物的権利（ortsgebundene Realberechtigungen）と従来の特権所持者（Privilegienträger）とに関係なく効力をもった。もとより特別の諸権利が後に償却されなければならなくなり、賠償額が算定され、分担されるようになったにせよ、「営業の自由」は、最初から新営業者に有利なように立法化された、と（Ebd., 492-493. なお、わが国における「農民解放」と「営業の自由」の跋行性の指摘としては、松田智雄『「営業の自由」Gewerbefreiheit—ブルジョアの改革の礎柱—』、土屋教授還歴記念論文集『資本主義の成立と発展』、有斐閣、1959年、を参照せよ）。

- 11) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 491.
- 12) Ebd., 498-499. ちなみに、「すなわち」を挟んで本文で省略した部分はつぎの通りである。「農業危機の間に複合した大所有の分割により、数的になお増加し、ダーフベツイルクまた面積においても増大した領地区域が、開墾と整備（An-und Ausbau）を推進するため、新しい労働力を必要とした。1834年までのみで620の新しい直営地（Vorwerke）が発生したが、しかし、土地開拓に対しては逆に、賦役義務のある者の数がつねに減少していった。全畜耕役農民の84％は、1848年までに賦役義務を償却した—ほぼ600万賦役日数の価値—。手賦役は効力を失わずに、三月前期の間にはるかに多く残ったが、しかし、かれらもまた、就中40年代に急速に減少した。1848年には、すでにほぼ1,700万手賦役日が償却され、その結果、革命後には、なお650万手賦役日のみが、ほぼ三分の一のみが、償却されないで残っていた。それゆえに、土地開拓と強制賦役者の減少とにより、二重の労働者需要が発生した。調整と賦役償却は、同時に新しい労働者階級を要求し、促進した」。
- 13) Ebd., 488, 493.

騎士領所有者 新労働制度の創出過程は、自由な農場市場の形成による騎士領所有者の交替と絡り合いながら進展した。

1806年から1832年までは「不幸な時代（die unglückliche Periode）」であった。¹⁾ 販路の欠如、高額な戦費と戦争による荒廃、奴婢や賦役義務者の人身的解放による賃金の高騰、償却と土地開拓による農場の拡張と賦役から解放された新労働制度に基づく経営への転化、これに加えて1820年代の大農業危機、すなわち、

とくに1820年代中葉の豊作時における販売不振と価格下落により、世紀の最初の30年間に騎士領の負債は急速に増大していった。負債増大は州により異なるが、1821年にホフマンがハルデンベルクに提出した秘密報告の数字では、農業信用機関（die landwirtschaftliche Kreditinstitute）の負債は、戦争以来5,400万ターラーから7,300万ターラーに増大し、シュレージエンのみで50%も増大し、両プロイセン州²⁾に対して国家が命じたモラトリアムにより、信用業務が停止されるに至った。

農業危機による所有者の交替はとくに東プロイセン州で激烈であった。国家はこれに対し、自由主義的経済原理を維持しつつ、モラトリアムを延長し、300万ターラーの補助金を、一部は贈与として、一部は長期貸付として支出した。これは全体の負債額に対しては僅かであったが、古い騎士領に有利であった。これに対して、王の援助強化の主張と、フォム・シュタインの「大土地所有者、家柄と公序良俗の品位を含む貴族原理が崩壊し、家族の名誉が絶滅する」との見解が出されたが、ハルデンベルクは、ローターの計³⁾画⁴⁾を基礎に、全ヨーロッパを襲っている不景気を直ちに除去することは人間の力では不可能である、と説明した。この結果、自由な農場市場と労働力市場の形成のもとで、信用援助にもかかわらず、土地取引は進展した。1806年に地主金融組合（Land-schaft）に加盟していた888の農場のうち、1829年には510の所有者が交替し、378のみが古い家族に留まり、510の半数以上が強制競売により市民的騎士領所有者⁵⁾の手に移った。⁶⁾

西プロイセン州でも1822年までに166農場が差押えられ、25農場が告知待ちの状態であった。ポーゼン州やシュレージエン州その他では交替はゆっくりと、しかし恒常的に進行した。1859年のラウエルの統計（eine Statistik Rauers）では、騎士領を獲得した市民的所有者の割合は、プロイセン国内の騎士領と郡議会（Kreistag）への代表資格をもつ12,399農場中5,296農場であり、7,023農場⁷⁾が貴族的所有者の手に残った。ここでは、市民の騎士領獲得と同時に、騎士領の半数以上がなお貴族的所有者の手に留まった点が注目される。

この「不幸な時代」は、所有者交替を伴いながら、既述のように新しい労働

制度へと移行するとともに、輪作 (Fruchtwechselfolge) への転換、新しい設備 (Geräte) の調達や家畜の品種改良を通じて、経済の合理化をすすめ、競争能力を高めた時代でもあった。⁸⁾ この結果、30年代中葉以降大土地所有が安定し、創意に富んだ企業家的ユンカーのタイプ (der Typ des findigen unternehmenden Junkers) が出現し、負債の利子滞納はなくなり、新抵当証券の発行は1835～45年の10年間で僅か530万ターラーのみとなり、信用機関は、農業国家における僅かの投資機会のなかから、鉄道建設へ投資を移行させていったのである。こうして「騎士的農場領主の農業企業家への転化は、自由な農場と労働力市場の地平においてのみなされたのではなく、(後に、なお詳述する一引用者) 革命の制約となった一連の経済的、政治的特権により保護され、しかも革命を越えて長く生きつづける、かれらの権力の基礎を築いたのであった」¹⁰⁾。

市民の騎士領獲得は古くからの貴族的所有者の反発を招いた。例えばシュレーゲン州議会では12票対9票の多数決でもって、すべての新しい市民的騎士領所有者に政治的身分権 (die politischen Standesrechte) を与えないことを決議した。市民的所有者は身分に相応しく振まう知識や仕方を知らないがゆえにある。「経済的には資本家が認められたにせよ——すでに、1819年に中央各省は、増大する織布工の困窮を、富裕な商人が資本を麻織物取引から引あげ、騎士領を購入したことに帰した——、政治的、社会的には、しかし、かれらは切り離されねばならなかった——1826年にクント (Kunth) が苦々しく書いたように、貴族は新しい騎士を侮蔑的に、そして偏見のない顔つきでもって『国民の屑に („zu der Hefe des Volkes“)』数えたのであった——」¹¹⁾。

この結果、既述の選挙権における長期所有条項 (die langfristigen Besitzklauseln im Wahlrecht) により、意図的に貴族は貴族を選出し、農村における貴族の相対的多数は、州議会と郡長職においては殆んど絶対的多数へと転化したのであった。¹²⁾ 郡長については第24表の如くである。みられるように、県の官僚に比して郡長は西から東に行くほど市民出身者の比率が少なくなり、逆に貴族出身者の比率が高くなることが注目を惹く。また、1842年に市民は全騎士領の三分の一以上を所有していたにもかかわらず、合同委員会 (der Vereinigte Ausschuß)

第24表 各州の行政における市民的官僚の割合（％）

	Preußen		Brandenburg		Pommern		Schlesien		Posen		Sachsen		Westfalen		Rheinland	
	県	郡長	県	郡長	県	郡長	県	郡長	県	郡長	県	郡長	県	郡長	県	郡長
1818	84	25	70	20	76.5	17.5	77	2	74	5	77	21	60	33	70	53
1820	88.5	34.5	72	29	72	12.5	79	1	87.5	19	79.5	22	62	33	71	54
1831	84.5	28	63.5	24	68	20	63	2	78	32	67	23	70	35.5	76	44
1841	79	28.5	70	21	59.5	9	61	11	85	23	72	15	59	23	70.5	45
1845	76	37	69	24	52	8	45	14	82	32	69	8	62.5	25	74	52
1848	76	38	74	28	51	8	50	15	80	39	66	10	65	25	75	49
1952	78	47	74	20	62	22	53	26	69	52	63	25	64	21	73	54
1901	89	58	74	9	64	10	80	26	82	53	75	27	84	51	83	52

において44人の騎士領所有者のうち2名のみが市民であった。¹³⁾

しかし、後に詳述するように騎士領には高権（Hoheitsrechte）が附着しており、その所有者は「領主¹⁴⁾」となった。この結果、騎士層は、自由な所有階級と地域的な政治的支配身分（freie Besitzklasse und regionaler politischer Herrschaftsstand）であるという中間的位置（Zwischenlage）におかれた。そこで、古い貴族から、新たに騎士領所有者となった市民に高権が賦与される資格または「境界線（„Grenzlinie“）」を設定すべきである、との問題が提起され、種々議論が行なわれたが、1837年5月8日の法律（das Gesetz vom 8. Mai 1837）で決着した。

この法律の内容は、市民的騎士領所有者が品行方正の評判（die Unbescholtenheit）を失うことは——郡議會の判定であれ、法の判決であれ、都市市民権の喪失であれ——、政治的諸権利を喪失するのみでなく、裁判権と牧師選任権（Gerichtsbarkeit und Patronat）を行使する公民権（die Ehrenrechte）の喪失を招くが、警察権のみは除外するというものであった。品行方正の評判の喪失の判定は県に委ねられた。こうして県は道德裁判所（eine moralische Instanz）として機能したが、結果的には殆んど機能せず、市民的所有者にも騎士領に附着した高権が認められることになったのである。¹⁵⁾

この結果、「身分的諸権利を購入し、自己を人格的に貴族身分に上昇させるという、市民にとっての可能性が、騎士層内部の社会的相違が決して利害対立

の性格を帯びず、いわんや階級的相違をもたらないスライディングスケール (eine gleitende Skala) を創出したのであった¹⁶⁾。こうして 貴族の騎士領所有者と市民的騎士領所有者の同化の過程が進行していった。既述のように、1840年代以降の好景気のもとで、両者は経済的利害を通じて融合していき、「三月革命」や自由主義的市民階級の権力要求やプロレタリアートと社会主義の恐怖が社会的、政治的に集結するように作用し、ビスマルクの帝国建設という卓越した業績により、精神的、内面的にも同化していくことになるのである。¹⁷⁾

以上のように、「騎士領に附着した高権が、必然的に単なる良き経営者 (Wirtschafter) とは異った所有者の特性を強要することになり¹⁸⁾」、貴族的所有者と市民的所有者の同化の基礎となったのであるが、つぎに騎士領所有者の諸特権の考察に移ることにしよう。それは大別して経済的特権と政治的特権に分かれる。

経済的特権としては、①騎士信用機関 (die ritterliche Kreditinstitute) の利用。騎士領所有者は騎士信用機関を利用する特権をもち、ここで低利の信用を得たり、高い手形振り出し権 (gesteigerte Wechselfähigkeit) を利用したり、多額の負債を負った時に、余りにも低い価格での強制売却からの保護を受けるという利益を得た。この結果、農場の価値が非常に高められたのである。¹⁹⁾

②農村租税制度 (die ländliche Steuerverfassung) における有利。i) 地租 (die Grundsteuer) の免除と軽減。地租とは、少くとも18世紀に起源をもつ、東部六州における、100以上のさまざまな種類の貢租 (Abgabe) の総称であり、古い等族的分担割り当てにしたがって、すでに絶対主義国家により査定されていた。ところが、ハルデンベルクの企図した徴税方法の簡素化と均等化規定 (ausgleichende Bestimmungen) は、都市と農村、および領主と隷民の間の等族的不平等には触れず、古い等族は、東部六州において、地租制度のなかで残存しつづけることになった。この結果、全騎士領のほぼ半分に当る2,000万モルゲンがすべての地租を免除され、シュレージエンのように徴収された所でも、農民よりは非常に有利な状況に置かれたのである。²⁰⁾これに加えて、少なくとも領地区域における領主の農民からの租税徴収が保障された。²¹⁾

こうした東部六州内部での不平等の存続に対して、西部二州では、1837年までに納税者の負担した450万ターラーの費用で土地台帳の作成（die Katastrierung）が遂行され、それに基づいて二州の地租が均等化された。この結果、西部の州議会は、ハンゼマンの計算を基礎に、東部諸州の西部への適合を要求するようになる。²²⁾ この問題が、後述するように、州議会選挙への西部の批判点の一つを形成するのである。「しかし、差異は立法にのみ存在したのではなく、これは……社会構造の差異において決定されたのである」。²³⁾ こうして、「西部が、租税の軽減を通じて東部に対して行なった、発展の間接的援助は、東部諸州内部でも、とくに騎士層の利益となったのである」。²⁴⁾

ii) 階級税（die Klassensteuer）。階級税を、創始者ホフマンは、大都市での製粉、屠殺税（Mahl-und Schlachtsteuer）〔間接税〕に対して、農村と小都市の「すべての住民が相違なしに」負担する直接税として構想した。そのさい、重点は、「手労働者階級」に国家の責任を負わせ、義務づけるという国家教育的見地に置かれ、農業と商工業の有産企業家には、賃金カットの形で労働者に税負担を転嫁しない程度の軽い課税が構想された。そして、都市と農村でそれぞれ四階級が設定され、その区分基準は職業とその行使および富に置かれた。²⁶⁾

実施に当っては、階級区分にさいして困難が生じたが、騎士領所有者は農村における第一階級と第二階級に所属した。第一階級には大農場所有者、大商人、大工場主と資本家すなわち、かれらの収入で快適で、独立した生活を営みめる者が属し、第二階級には「精神労働、すなわち命令と監視でもって」かれらの経済を指導する農業家（Landwirt）と多くの労働者を働かせる工場主が所属した。後述するように、1811年9月7日の営業令（Gewerbeordnung vom 7.9.1811, §§. 52, 53）は、15,000ターラー以上の査定価格（Taxwert）の土地財産を確認された者のみ火酒工場（Branntweinfabriken）の設立を認めた。この結果、東部農村では、事実上騎士領所有者の特権となったのであるが、かれらは第二階級に所属したのである。²⁷⁾

ところで、階級区分には村役場（Gemeindebehörden）が関係し、郡長のみが査定を許され、その視点は富にではなく、市民社会内部の等級づけにおける外面的地

位 (die äußere Stellung in der Abstufung innerhalb der bürgerlichen Gesellschaft) におかれ、階級税が所得税に近接することを阻止した。伝統的身分秩序が評価の基準とされたのである。そのさい、第一階級の騎士層は、階級税を新設した1820年5月20日の法律から一年後の、1821年9月5日の法律で、月額4ターラーから8または12ターラーに引き上げられたが、年最高額は144ターラーで打ち切られた。この結果、四階級の階級税負担の比率は、4%→16%→34%→46%となり、「東部諸州においては、耕作地の半分弱を所有し、農村工場を経営する階級が、二三の教養人 (einige Gebildeten) とともに階級税のほぼ20%を支払った。……少数の市民層と農民層、および貧しい国民階級が断然階級税の主要支払人となったのである」。こうして、階級税は下層に重くのしかかり、大衆貧窮に拍車をかけたのである。²⁸⁾

革命の結果、1,000ターラー以上の高額所得者にも、限度なしに3%の租税が課せられるようになったが、「以来階級税と(後述する一引用者)階級選挙法が互いに補完し、市民が影響力を獲得したところのものを、騎士は隠された身分の特権として喪失したのであった」。²⁹⁾

政治的特権として、①家産裁判権 (die Patrimonialgerichtsbarkeit)。経済的特権とともに、地区〔市町村、郡レベル〕特権 (die lokalen Privilegien)、すなわち家産裁判権と領地と地区警察 (Guts-und Ortspolizei) が騎士に有利に作用し、経済的自由化の成果〔階級形成へ方向〕と逆の関係〔身分制の維持〕を形成していった。「農場領主制は、1810年の隷民の人身的解放により打撃を与えられたが、解消しなかった。農民耕作地と領主耕作地の分離と賦役償却はゆっくりと進行し、村落 (Landgemeinde) と領地区域はなお相互に絡み合っており、領主はなお懲罰権 (Züchtigungsrecht) をもち、農民は領主を仰ぎ見た。……農民はなお自由に対していかなる意義をももってはいなかった。というのは、国民教育 (Nationalbildung) が随伴していないからである」。³⁰⁾

このように地区特権が残存した理由は、農民の教育の欠如とともに、郡制度 (Kreisverfassung) の法的前提が到る所で異なり、郡制度に対するフリードリッヒ・ヴィルヘルム三世と四世の間での意向と関心の不一致、司法大臣と内

務大臣の間での不一致、州政府と上級地方裁判所（Oberlandesgericht）の間の不一致が存在した点にもあった。加えて、ハルデンベルクは、農村改革と社会改革を遂行するにさいして、その背後でつねに激しい意見の相違に逢着し、つねに新たな妥協へと導かれざるを得ず、村落制度（Landgemeindeverfassung）の問題にまで手が届かなかった³¹⁾。こうして既述のように地方行政は改革されないまま留まることになったのである。

「国家が地区警察行政^{ポカール}への融資と家産裁判所の維持を伝統的な領地領域（Gutsbereichen）に委ねた程度に応じて、国家は旧等族の権力を強化し、同時に示談（Auseinandersetzungen）によって、その権威を掘り崩していったのである」。農場領主制は行政技術的には非常に複雑であった。家産司法（Patrimonialjustiz）と、以前にそれから派生した警察権力と警察裁判権は、牧師選任権と学務監督（Schulaufsicht）とともに、領主権力の統一体を基礎づけるものではあったが、執行にさいしては、つぎに述べるように、全く異った問題領域（Sachbereich）に属した。また、大ざっぱに云って、農場所有者の支配権は、東から西へと、空間的に、³²⁾ 実際的に、弱化していった。

家産裁判権は、18世紀以来強い国家管理のもとに置かれるようになっていった。1781年以来、裁判官の資格は、貴族的司法行政を行使した近隣の家産裁判所により与えられた。そして、1846年にビスマルクが書いたように、私的「裁判権は、いまや事実上、王の裁判官のマントの一つのつぎはぎ以上の何物でもなくなり」、後にかれが云ったように、「上から」放棄されていったのである。東プロイセン州とシュレージエン州では、「以前の農場領主制と農場居住者（Gutseingesessenen）との間の家庭的関係が解体し、……土地開墾の進展により発生した分地と離れ村落（Parzellierungen und Abbauten）が、農場領主と関係のない大量の人間を農場へと導いた」。ところで、裁判領主は、支払能力のない隸民の裁判費用を保障し、刑務所での食住（Gefängnisaufenthalt）の支払いをしなければならなかった。家庭的関係の解体から、騎士はこれらの費用からの解放を願い出て、1843年に国家は部分的に立替費用の免除に着手したのである³³⁾。

こうした経過を辿って、「1837年において、370万の農村住民が、1万2,000

人ほどの騎士領所有者の家産制的裁判権に服属しており、もちろんこれにたいし、すでに790万の住民（ライン州を除く）は、国王の裁判権に直属していた³⁴⁾が、領主裁判権は、狩猟権とともに1848年に撤廃された。³⁵⁾

②警察権と警察裁判権。農場領主の警察権と警察裁判権は家産裁判権よりも重要であり、1848年に一旦廃止されたが、1853年に再導入された。³⁶⁾地区警察行政の歴史は、一つの名称で呼ぶのは困難なほど、地域差が大きかった。しかし、どのばあいであっても、農村における国家警察の絶対的不足という点では共通していた。1843年12月30日の州議会決議（Landtagsabschied vom 30.12.1843）において、フリードリッヒ・ヴィルヘルム四世がすべての村落の改革（Gemeindereform）を拒否し、すべての法典編纂は「自然に即した発展」を阻害すると宣言したことにより、騎士層の地区権力は強化された。こうして騎士は、農場と村落の分離により、救済負担から解放されたにもかかわらず、村落監視権を保持しつづけたのである。

警察行政と警察裁判権は緊密な関係にあったが、その内容については一般国法でも不明瞭であり、州ごとに規制されていた。1824年の第一回東プロイセン州議会は、地区の事情が余りにも違いすぎるとの理由で、一般警察法典（eine allgemeine Polizeigesetzbuch）の導入を拒否し、また、国家がしばしばその執行権の範囲を制限したので、騎士的農場領主に警察裁判権が留まった。しかし、中央官僚に直属する等族的警察機関が二つの方向に作用を及ぼした。一つは、一般的に、地区レベルでは、地区警察領主の権限強化の方向に作用した。地方治安警察官（Gendarmen）が存在しなかったからである。他方で、地区警察領主の権限は、^{レジオナール}地域的レベル〔県、州レベル〕では削減された。もとより、この二つの作用は、州により相違があり、騎士の警察権はザクセン州からヴェストファーレン州へと制限されていき、西エルベ地域では民事裁判権占有者（die Inhaber der Zivilgerichtsbarkeit）が警察司法行政を行使することは決して自明のことではなかった。しかし、四つの古い州では、地区警察領主の権限は拡大していった。³⁷⁾

すなわち、権限の強化は、1838年3月31日の命令（die Verordnung vom 31.

März 1838)により頂点に達した。それは軽犯罪(Vergehen)―犯罪(Verbrechen)ではない―に対し、「警察裁判権所有者の個人的利害が一般的利害と一致したばあいには、自ら調査し、処罰する」権限をかれに賦与した。そして、1827年2月10日の宣言(Dekl. vom 10.2.1827)において、警察裁判権が、「特別の資格証明を必要としない、任命も公認もされない、一般的に官僚ではない」者によって行使されることが認められていた。ただし、一連の重要な警察罰事件――窃盗、狩猟と森林違反、旅券偽造、旅行免状(Wanderbuch)、免職証明(Dienstentlassungsschein)、軽率な損傷等――は、地区警察領主の権限から外され、裁判所で処理された。この判決には県が当たったが、屢々郡長がこれに干渉した。³⁸⁾こうした背景には、警察違反(Polizeikonventionen)の罰金は農場領主の金庫に流入するのに対し、民事と就中刑事司法行政(die Zivil-und vor allem die Kriminaljustiz)は、受け取った保護金を上廻る出費³⁹⁾を意味し、裁判領主は、刑事出費の引き受けを国家が認めるまで犯罪を追及しないという事態が存在していた。

「以上のような命令の結果、非常に多くの農村住民が、日常的に、陛下の認可した、半官的、半非官的騎士領所有者の監督と脅迫のもとで、かれの労働と仕事にいそしんだのである」。⁴⁰⁾「経済的には、農村全体が領地区域と村落地区に分かれていたのに、政治的には農場領主は村落に対して指導権を握り、牧師選任権、地区の警察権、下級裁判権を一手に集中していたのである」。⁴¹⁾「多くの点において、農場領主は、農場領主―農民関連(der gutsherrlich-bäuerliche Nexus)の解消から、法制度が経済的自由化に適合することなしに、利益を得た。今やあらゆる住民は、今迄の坑夫のような特別免除者もまた、裁判税(Gerichtssteuer)と10%の相続税(die zehnpromzentigen Laudemien)や賦役金(Robotgeldern)と同様の貢租(Gefälle)を支払わされ得るようになったのである」。⁴²⁾

この騎士領所有者の領主的警察権は、個人的な郡議会へ選出され得る身分特権とともに、1872年の郡条令と1891年の農村自治体条令により除去されたが、しかし、騎士領所有者は、司直権(Obrigkeitsrechten)の所有者として、事実上

の領主的地位を本質的に保持し、東エルベ地域の農場が地区的、政治的支配の中心となり、後述する三級選挙法や貴族院支配と結びついて、かれらの政治上の地位は1918年まで維持されたのである。⁴³⁾ つぎに、この騎士領所有者の特権維持を、そのもとに置かれた奴婢と農場労働者の側から考察してみよう。

- 1) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 514.
- 2) Ebd., 508-509.
- 3) Ebd., 509-510.
- 4) Ebd., 507.
- 5) Ebd., 510.
- 6) Ebd., 512.
- 7) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 17, 訳, 31ページ。R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 512. なお、H. ローゼンベルクはここでつぎのように述べている。「もとより、貴族は、土地所有のヒエラルヒーのトップの地位をいたって首尾よく守り通すことができた。1885年に、東部七州の総面積の32パーセント、ならびに、ひとりの手中に合計して1,000ヘクタール以上となった6,454農場のうち、4,393が、したがって68パーセントが、なおも旧貴族と新貴族の所有となっていた。ことに、5,000ヘクタール以上の規模の巨大土地所有には、ほんの僅かの市民だけが、大変な努力を払って、たどりつくことができたのである。80年代のはじめになおも、プロイセンの東部七州において、巨大土地所有……の159人の所有者のうち、わずか10人だけが市民であった」と。
- 8) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 509.
- 9) Ebd., 513. なお、本稿の「問題の所在」をも参照せよ。
- 10) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 507. なお、この過程で新たに騎士領の確定が必要となり、農業危機の期間に領地区域と村落の分離がすすみ (Ebd., 505, 509), それが新しい貴族階級を生み出す原因となった。
「農民解放」の過程で、これまでの教会記録簿 (Kirchenbücher) と地図の書き換えが必要となった。償却と土地開拓によってである (Ebd., 498)。例えば、東プロイセン州では、1824年までに農場領主が、償却で123,026モルゲンの農民地を獲得し、54の直営地が新設され、新しい村々と直営地が新しい名前をもつようになり、従来の教会記録簿と「地図が新しい地区 (Ortschaft) を把握できない」状態になった (Ebd., 509)。したがって、20年代に郡と州ごとに新しい騎士領台帳 (Rittergutsmatrikeln) が作成された。その基準となったのは、以前には貴族

という人格に附着していたが、1823年に身分団体^{シュタンデンシャフト}を土地所有を基準として設定して以来、解釈が変化したところの、古い「土地に附着した」権利（alte „bodengebundene“ Rechte）と、経済的収益性への近代的考慮とを混合したものであった。後者の基準は州により異なり、東プロイセン州では土地がやせていたため、純収益 500 ターラーに定められ、ポーゼン州では 1,000 モルゲンの土地所有に、シュレージエン、ザクセンと西部二州は純収益 1,000 ターラーに定められた。したがって、騎士領が分割されて、この基準を下廻ると騎士領でなくなる。

ところで、国家はこの限度の維持に関心をもった。下級官僚の低い給料を騎士領収入で補うためにである。また、騎士領を保護することは、王に忠誠で、州議會を安定させ、郡長資格のある階級の維持をも意味した。その手段は、家族関係者の同意を前提とする世襲財産（Fideikommissen）の設定であった（Ebd., 519-520）。

世襲財産設定による、騎士領の最低規模と収益の固定は、官僚資格をもつ階級のための、自由農場市場に対する政治的干渉を意味した。世襲財産設定は、農場を市場から切断することを意味するからである。旧等族勢力の強化とともに世襲財産を阻害するものはなくなり、西部におけるこの拡大は州議會において自由主義ブルジョアジーの憤激の嵐をまき起したが、無駄であった。1839年 8 月 12 日の閣令は、以前の貴族農場と非貴族的所有地の両方に世襲財産を設定することを認めた。三月前期には、世襲財産は大きな役割を果さなかったが、自由経済領域への侵害として、ライン州において緊張を高めたのであった（Ebd., 522）。

1840年にフリードリッヒ・ヴィルヘルム四世は、一連の貴族門閥に対して、個人投票または集団投票（Viril-oder Kollektivstimmen）によって、貴族称号と土地所有の固定〔世襲財産の設定〕とを結合することを許した。こうして、ベルギュース（Bergius）が確認したように、騎士層内部に「本来の新しい貴族階級」が生み出されたのである（Ebd. 522）。特権は土地に附着するのみでなく、人格と家族にも附着するものとなった（Ebd., 509）。

- 11) Ebd., 511. なお, Vgl. H. Resenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 14, 訳, 28ページ。
- 12) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 690. より作成。
- 13), 14) Ebd., 515.
- 15) Ebd., 516-518.
- 16) Ebd., 515.
- 17) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 26, 訳, 40, 41 ページ。なお, 「問題の所在」を参照せよ。
- 18) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 515.

19) Ebd., 518-519.

20) Ebd., 525. 一般的均等化は、初めに、1810年10月27日の法律で、直ちに行なう、と約束され、ついで、1811年9月7日の法律では、今迄解放された者が賠償すると確約して、「非常に緩慢に、しかし確実な方法」で行なう、とされ、最後に、1820年5月30日の法律で、州等族の審議に委ねられた (Ebd., 525)。

なお、1850年2月24日の法律に対する官庁建白書 (die amtliche Denkschrift zum Gesetz vom 24. 2. 1850) における、全プロイセンの土地面積に対する地租免除地の面積の割合は第25表 (Ebd., 526) の通りである。なお、西部二州においても、シュタンデスヘルの所有地 [1815年6月21日の命令] と教会、学校の所有地 [1839年1月21日の法律] が地租を免除された。地租を完全に免除された私的農場が存在していたのは、ザクセン州、ブランデンブルグ州とポメルン州である。

第25表 全プロイセンの土地面積に対する地租免除地の割合

(単位, 100万)

州	全 面 積 (マクデブルク・モルゲン)	地租免除地面積 (マクデブルク・モルゲン)
Preußen	25.32	4.88
Pommern	12.35	6.91
Posen	11.53	0.77
Brandenburg	15.71	5.74
Schlesien	15.94	0.75
Sachsen	9.89	1.72
Westfalen	7.90	—
Rheinland	10.47	—
全 国 家	109.12	
東 部 諸 州	90.74	20.77

騎士が地租を支払ったばかりにも、農民に比して優遇された。東プロイセン州では、貴族に地租 (Generalhufeschoß) の一部を農民に転嫁することが認められ、シュレージエン州では、1744年の分担割り当てにしたがって、教会農場は純収益の30~50%、農民は34%、貴族農場、国有農場、官吏所有地は25%と定められたが、騎士領には「耕作改善 („Kurturverbesserung“)」費である Schimmelfennig が査定されたので、1840年代には、実際には純収益の12~13%であった (Ebd., 525-526)。

21) Ebd., 527-528.

22) Ebd., 525-527.

23) Ebd., 529.

24) Ebd., 530. なお、この結果、地租の16%と決められた家屋税 (Gebäudesteuer)

もまた西部に多く課せられることになった。西部二州のみで個人住宅の三分の一が存在していたがゆえにである（Ebd., 528）。

地租免除は1861年に廃止された。しかし、「地租免除の廃止でもって始まった税負担の民主化は、ミーケルの財政改革（die Miquelschen Finanzreform）により、実際には再びあと戻りさせられた」（H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 19, 訳, 32ページ）。なお、ミーケルの財政改革については、藤本建夫, 前掲書, を参照せよ。

25) 階級税については、佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会, 1965年, 237～241ページ, 大西健夫, 前掲書, 169～175ページを参照せよ。

26) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 532-535. 四階級は、都市では、都市貴族⇒大市民⇒小市民⇒被保護市民（Beisassen）、農村では、騎士⇒自由民⇒農民⇒アインリーガーまたはロスロイテ、をホフマンは構想した（Ebd., 532）。

27) Ebd., 533-534. なお、利益も大きく、悪名も高い火酒蒸溜特権は、シュレージエンの農場所有者の激しい反対にもかかわらず、1845年の営業令では無償で廃棄された（Ebd., 534）。

28) Ebd., 534-536. 「階級税は富者を保護し、貧者を捕えた」。この結果、1837年までに22%の人口増があったにもかかわらず、収入は6%増に留まり、階級税を公けに免除された者の数が、1830年の33万人から1840年の44万人、1850年の71万人へと増大し、革命の年に農村下層の四分の一以上が収入をもたなかったといわれる（Ebd., 538）。

29) Ebd., 539-540.

30) Ebd., 540-541. なお、1841年にポーゼン州長官は、王の州議会決議のための秘密報告において、農民が到る処において読み、書きを知らない、と報告している（Ebd., 542）。また、地区特権の存続について、R. コゼレックはつぎのようにも述べている。「総務委員会が遂行した、引き続き経済的分離にもかかわらず、領地と村落—または新集落（Neusiedlung）—は、農場所有者の裁判支配と警察権に服したままであった。領主は扶助義務を取り除かれたが、日常における支配権を一これと附着した貨幣取得とともに一保持した。家産的司法行政（Patrimonialjustiz）を除去し、国家行政を村落にまで推しすすめようとしたハルデンベルクですら、少くとも農場領主の警察権は断念した。それを補い得る者がいなかったのである。古い慣習と生活状態はゆっくりとのみ、部分的にのみ解体した。警察、教会と裁判は一あらゆる経済的運動にもかかわらず一伝統的に領主に結びついたまま留まり、すぐ上の決定機関である郡長は、領主それ自身の一人であり、王を補佐する権威としてのみ看なされた。農村人口の世界は、殆んどこの

行政領域、つまり郡の境界で終わっていた」(Ebd., 541)。

31), 32) Ebd., 542-543.

33) Ebd., 544-545.

34) R. Koselleck, Staat und Gesellschaft in Preußen, 99, 訳, 459ページ。

35) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 18, 訳, 32ページ。

36) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 547-548. 「経済的改革が総務委員会により遂行されたのに対し、旧等族的警察権の残滓は存続をつづけた。この残滓はとくに圧迫的なものであり、領地と村落が分離され、それは経済的に有意義であると思われたのであるが、それにもかかわらず農場領主の領主権は、それから解放された隷民に対して保持されつづけた。加えて、農場と村落との分離とともに—1811年以来—領主は救済負担に責任を負う義務をもはや持たなかった。すなわち、かれは村落の救済互助団体 (Notgemeinschaft) から離れたが、村落を監視する資格は留まったのである。それゆえに、騎士は以前の領地村落 (Gutsdorfern) に対する利害関係の喪失を免かれた。かくして、ここでは間もなく、三月前期の終り頃、国家が全社会に対してはや成し遂げることのできない諸問題が、小さな規模において生じてきたのである」(Ebd., 547-548)。

37) Ebd., 548.

38) Ebd., 549-550.

39) Ebd., 552.

40) Ebd., 550.

41) R. Koselleck, Staat und Gesellschaft in Preußen, 99, 訳, 459ページ。

42) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 553.

43) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 19, 訳, 32ページ。

奴婢と農業労働者 ①奴婢。プロイセン改革以来、人格的自由の原理が導入され、契約に基づく賃労働へと移行したが、奴婢は異った。奴婢は、領主と雇主の家計に属し、家計と経営の未分離の表現として、被傭者と家計構成員という二重の立場をもっていた。かれらは農業に従事する貧困家庭の子女で、14歳から25歳までの未婚者であった。そして、殆んど少女と婦人からなる家内使用人 (häusliche Dienstmädchen und Dienstboten) と、領主の農場で働く者および

旅館（Gasthäusern）、農村砂糖工場や火酒蒸溜業といった非農業部門で働く者
とに分かれ、前者は1820年代に奴婢の10%、1870年代にほぼ20%を占め、後
者が90~80%を占めていた。また、奴婢は世紀の中葉には勤労者（erwerbstätige
Person）の18%を占め、1820年代にはそれよりやや多く、1870年代にはそれを
僅かに下廻っていた。¹⁾

かれらは、法的には特別の奴婢条令（Gesindeordnung）に服し、それは1918年
まで存続した。その内容は、領主の命令に服さなければならないというもので、
領主は1850年代になお懲戒権（die Züchtigungsrecht）と病気等のさいの保護義
務とをもち、奴婢は領主の侮辱と無礼に耐える従属的立場に置かれた。奴婢労
働には明確な規定はなく、法的、慣習的に、広範囲な仕事の枠内で、地区内で
屢々配置転換を行ないながら、いつでも働く義務があり、賃金の大部分は宿泊
所と糧食の提供、すなわち領主の贈物（Geschenke）であり、契約に基づく貨幣
賃金は最小限のものであった。また、1848/49年の請願や1870年代初頭の請願
にもかかわらず、団結は禁止されていた。しかし、かれらは領主の家計のもと
で、僅かな給付であれ、安定した地位を約束されていたのである。

かれらは、団結禁止のもとで、初期労働運動には全く参加しなかったが、か
れらの多くは、後に工業や交通業等々の労働者となるか、労働者と結婚した。
そして、かれらの奴婢奉公の経験が生成期の労働運動に一定の影響を及ぼした
といわれる。²⁾

②農業労働者。奴婢条令に服さない農業労働者も賃金労働者とは異った。か
れらは、工業、商業、交通労働者とは異って、1918年まで奴婢と同様に団結が
禁止されていた。また、農業労働者の主力を形成した農場日雇（Gutstagelöhner）
と、東プロイセン州での呼称を用いるならば、インステン（Insten）は、農場
と領地区域に属する村々では、1872年まで上述の領主の警察権のもとで、また、
1849年まで領主の下級裁判権のもとで農場「隸民」（Guts „Untertan“）として、
領主に労働と生活を管理されたのである。³⁾

農業労働者は農場日雇とインステン、および「自由な」農業労働者に大別さ
れる。前者は、既述のように殆んどが土地に拘束されて農場に統合され、古い

関係が新しい法的形態において存続して、雇主の監督下に置かれた。賃金としては、農場日雇またはインステンが明確に解約告知を行なわない限り継続する、事実上の長期契約の基礎上で、農場領主〔または一部農民〕が大部分現物の形態で支払った。すなわち、i) 一部領主の馬と農具を借りて耕す小土地の自由な使用、ii) 領主の屋敷または農場における家具つき宿舎、iii) かれらの所有する家畜の飼料と燃料、iv) かれらの打穀した穀物の一定割合〔自己消費と一部はさらに販売〕、v) 年所得の僅少部分を占める貨幣、が支払われた。また、農場日雇とインステンは、時折かれの妻および子供〔僕婢〕とともに、臨時の貨幣を得るために、領主の屋敷で働かなければならなかった。このように、領主に身分的に従属しながらも、かれらの生活は、打穀分前の販売を除いて、全体として市場依存⁴⁾的ではなく、経済的には比較的安定していた。

1830年代以降、交通制度が整備していき、農産物価格が上昇するにつれ、農場所有者、農場管理人（Gutsverwalter）または農民は、団結権をもたない正規の賃労働者として「自由な」農業労働者〔日雇〕を雇傭するようになった。かれらは、所得も消費も市場に依存し、1840年代以降かれらの数と割合が増大してくるにつれ、農場領主と農場日雇およびインステンとの家父長的社会関係も弛緩していき、世紀の中葉以降、後者が農場を去って都市に移動する自由を獲得していった。「自由な」農業労働者〔日雇〕は、i) 借家生活をし、現金収入を得たが、ii) 農場では年の一部のみ働き、残りは失業するか、家内労働、鉄道建設等の他部門で労働を行ない、同時代人の表現では、「圧倒的に惨めで、平安の時のない」生活を送ったが、iii) 夏季になると、農場労働により他の下層より生活が良好になり、iv) 世紀の後半には、ポーランド⁵⁾、ガリチア、ロシア西部、イタリアからの出稼ぎ労働者が急速に増大していった。

しかし、1870年代まで農業部門における賃金労働者の形成と階級社会構造への移行は限定されたものであり、インステンおよび同類の労働者が、アインリーガーその他の「自由な」農業労働者数より多数を占め、1860年の統計では農場日雇と「自由な」農業労働者は、プロイセン全体ですべての勤労者のほぼ15%のみを占め、農業部門での純粋賃金労働者は少数現象であった。そして、大

農場の農業労働者の間に、領主への不信と従属とが混合した、特殊な道德感と、忠誠を基礎とした特殊な一体感が形成され、農業以外の労働者との触れ合いは非常に限定されたものに留まったのである。⁶⁾

こうした結果を招来した主要な原因として、i) 団結権の禁止、ii) 1850/60年以降、農業労働者の都市への移動が増大し、この「農村離脱 („Landflucht“)」により、もし農村に留ったならば、農業労働者運動の指導者となったであろう、向上意欲をもった農業労働者が都市に流出したこと、iii) 1870年代初めより、ドイツ社会民主党が農業労働者の支持政策を開始し、一定の成果を収めたが、1878～1890年の社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetz) により、その成果を根こそぎ失ったこと、⁷⁾があげられる。

こうした騎士領所有者の「司直権」のもとへの農業労働者の統合が、ドイツ帝国形成以降の、直接、平等、普通、秘密選挙に基づく帝国議会 (Reichstag) のなかへさえも、法的的不平等に基づく身分制の要素を持ち込んだのである。「帝国議会選挙でさえも、行政上の農場領主制は、なお依然として、『革命党の努力にたいして、国家と社会のために、信頼すべき、不可欠の支柱』であることが明らかとなった。農村下層がますます社会民主党の影響を受けていっているにもかかわらず、……家父長的事情が存続していたところでは、農場労働者は、密集縦隊をなして管理人の監督のもとに畑から投票場へ行進することがまれではなかった。それから投票所で、かれらに『正しい』投票用紙が握らされて、通常管理委員長を務める農場領主―管区長がもの柔らかにこの投票用紙を受け取ったのであり、そのさい、かれは、ときとして、空の葉巻箱や蓋をとったままのスープ鉢を、投票箱として使用したのである」。⁸⁾

以上のように、「騎士層は、国家経済的には統一的な、保護された職業身分となった。それを実現する途上で、騎士層は特有の、特殊な経済政策的利害をもった一階級に転化したのであった。しかし、騎士層は、伝統的な諸特権によって生きつづける一階級であったのみでなく、かれにはまた、新しい政治的権利が与えられたのである」。⁹⁾そして、「騎士の影のもとで農民は生活した。私法的には独立し、政治的には身分として認知されたが、経済的には、かれらはな

お以前の領主^{ヘル}に多くの貢物を給付した。自由な経済社会の内部では、かれらは言葉の新しい意味での下層『中間層』に属したが、言葉の古い意味ではつねになお騎士層の支配下に置かれた。騎士層が郡警察制度と裁判制度を握っていた時には、騎士層は王と国民^{フオルク}の間の仲介者と心得ていたのであった。経済的自由と政治的半隷民性（Halbuntertänigkeit）の間の、この農民の中間状態を除去することが革命の目標であり、就中、例えばニーダーシュレージエンのように農民層が強力であった所ではそうであった¹⁰⁾」。

しかし、革命は挫折し、この中間状態は1918年まで存続することになるのである。ここでは騎士領所有者と農民および農業労働者の関係は、身分制を楨杵として階級関係を生み出したが、階級関係に身分制が強くまとわりつき、農民と農業労働者が経済的自由と政治的半隷民性の中間状態に留まったことに注意しておきたい。

ここで、最後に、以上のような騎士層と農民の関係がどのような政治的作用をもったのか、を、官僚政治の相対的自立性との関連を念頭において、考察することにしよう。上述のように、騎士層には新しい政治的権利が与えられた。騎士領所有者、とくに貴族的所有者は州議会と委員会（Ausschusse）において主導的役割を果たした。また、かれらは郡議会を自由にし、郡長を任命した。そして、工業化への起爆により階級社会的利害が州議会に浸透してくると、騎士領所有者として郡長を州議会に送り込み、そこでの身分制と官僚政治の相対的自立性を維持する防波堤にしたのである。その基礎には、東エルベ地域農村における、既述の一連の伝統的支配権の保持が横たわっており、州、郡、町村レベルでの政治的身分権でもって、身分的名誉を維持するための経済基盤を創出したのであった。

「郡と州レベルでは、騎士領所有者階級は、政治的身分権でもって新たな特権を与えられ、それによって、なによりもまず、経済的利害を守ることができた。町村レベルでは、騎士は結局、古くからの、かなりの伝統的な支配権を維持した。ここでは、かれらは、到る所で——すべての州においてではないが——古い言葉の意味で身分を形成した。もちろん、この権利と関連づけられて

いた救護または貧民救済（Fürsorge oder Armenhilfe）の義務を担う必要なしに¹¹⁾である」。

こうして、「上から」与えられた政治審議と国への請願権とに政治的権利が限定されていた州議会に対して、さらにこれに加えて貴族的騎士領所有者の身分的優位が確保されることにより、すなわち前または半議会主義的構成により、君主の官僚としての行政執行の相対的自立性が助長されたのである。また、「貴族的騎士は、宮廷での社交を通じて中央各省に影響を及ぼした。個人的に不可能な時には、君主に通じる……縁故の水路を通じて影響を及ぼした。州議会のなかで、かれらは一般的立法を阻止し、町村レベルでは、できるだけ経済的自由化が、政治的結果においては枝を払われるように配慮した¹²⁾」。このように騎士領所有者は、州議会における身分制的構造を維持して、官僚政治の相対的自立性を助長したのみでなく、宮廷を通じて中央各省に働きかけ、官僚政治そのものにも多大の影響を与えたのである。既述のように、経済的自由化の成果を、政治的には王政復古の方向と東部の社会構造への同化の一般的傾向へと導き、経済的成果を政治的に罰したところに、その政治への影響力の成果が表現されている。

こうして、騎士層は「排他的な封建的な職業身分を形成し、……（後にⅡ，〔Ⅱ〕，Ⅰ，（3）の7）で詳しくみるように一引用者）『民主化された』将校や高級官僚のヒエラルヒーは、貴族的社会集団として、また格別に特権を与えられた別個の職業集団として、かれらのステイタスを守り通すことに成功した。たとえ、基本的には、新規採用人事や昇進が、市民的な教育原理や能力原理によって決定され、もはや出自や縁故によって決定されはしなかったにせよ、そうであった¹²⁾」。ここで二点に留意しておきたい。一つは、騎士層の州議会における身分制維持への影響および官僚政治への影響力の基礎に、東エルベ地域農村における農民と農業労働者に対するかれらの領主的地位が据えられていた点、および、二点目として、プロイセン改革以降も、中間層が「身分制を代表する職業集団」として立ち現われ、1918年までプロイセンとドイツにおいて中間層問題が、体制の安定化要素として絶えず問題となるのも、こうした東エルベ地域の農

村社会構造を基礎にした政治的, 社会的, 経済的状况を出発点としていた点, である。ともあれ, プロイセンとドイツにおける階級社会モデルと身分制社会モデルの混合関係を考察しようとするさい, 東エルベ地域農村の土地所有をめぐる政治的, 社会的, 経済的關係を抜きにして論じることとはできないであろう。

つぎに, 本題に帰って, 「三月革命」を境とする議会制度の変化と官僚政治の相対的自立性の問題の考察にすすむことにしよう。

1) J. Kocka, Lohnarbeit und Klassenbildung, 73-74. なお, 僕婢については, 若尾祐司『ドイツ 奉公人の社会史—近代家族の成立—』ミネルヴァ書房, 1986年, 93~127, 151~208ページ, をも参照せよ。

2) J. Kocka, Lohnarbeit, 74-75.

3) Ebd., 76, 78, 83.

4) Ebd., 77-78. なお, 農場日雇とインステンの所得のなかでの貨幣部分は, 1870年代中葉に, 東プロイセン州で14%, ポメルン州20%, ブランデンブルク州38%, シュレスヴィヒ・ホルシュタインで45%, シュレージエンとザクセン州では50%以上であった (Ebd., 82)。

5) Ebd., 79. なお, 三月前期に農民は, 地域によりさまざまな形態をとっていたとはいえ, 小農民や土地をもたない者 (Landlosen) とともに, 農場領主の支配下に置かれていた。したがって, 「三月革命」までは, 農民から発する封建支配の残滓〔領主特権, 1820年代以来償却が屢々停滞したことに伴う貢租, 賦役の残存等〕への抗議が, 農業部門よりの抗議の圧倒的部分を占めた。そして, 時として, この抗議は小農民や農業労働者の支持を得ていた。

しかし, 「三月革命」後, 農業改革が促進され, 抗議の重点が農場領主と農民との対立から, 村落 (Dorfgemeinde) 内部の緊張関係へと移行していった。すなわち, 一部完全農民に対する小農民や土地をもたない労働者の苦情と要求が前面化したのである。1848年にすでに, 完全農民に対してシュレージエン, ザクセン, メクレンブルクから大農耕地 (die größere Bauernhöfe) の分割と貧民への分配, 賃金と労働条件の改善の要求や, 1820~1848年の間に分割された共同放牧地や森林地を旧に復し, 「良き, 古き権利」を再建する要求が提起されていた。とりわけ, 共有地分割への批判は強く, ポメルンのホイスラーやアインリーガーは, 「共有地分割により農民が貴族 (Edelleute) になり, われわれが乞食になった」とさえ主張したのであった (Ebd., 80-81)。

6), 7) Ebd., 82-83.

8) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 37-38, 訳, 54

～55ページ。

- 9) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 555.
- 10) Ebd., 556.
- 11) Ebd., 555-556.
- 12) Ebd., 556.
- 13) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 17, 訳, 30ページ。なお、将校についてはつぎのように云われている。「1840年においてもなお、貴族でない将校には、佐官以上になって初めて『閣下 („Hochwohlgeboren“)』の尊称が授けられたのに対し、すべての貴族には、それゆえ最年少の士官にも、自然にこの尊称が与えられる慣例が認められていた」(R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 555)。